

岩手県告示第539号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定したいので、その旨告示する。

平成22年6月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 葛巻町黒森鳥獣保護区
- 2 区域 岩手郡葛巻町葛巻地内の国道281号と主要地方道葛巻日影線の交点を起点とし、起点から国道281号を南に進み町道鈴鹿口線との交点に至り、同点から同町道を南に進み国道281号との交点に至り、同点から同国道を南に進みさらに北西に進み町道渋谷地線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道渋谷地線と町道松ヶ沢線との交点から北に向かう作業道との交点に至り、同点から同作業道を北に進み民有林60及び61林班と民有林52、53及び62林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み丸瀬沢沿いの作業道との交点に至り、同点から同作業道を北東に進み黒森峠へ通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進み主要地方道葛巻日影線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、岩手郡葛巻町葛巻地内の国道281号と主要地方道葛巻日影線の分岐点から南西側の国道281号と主要地方道葛巻日影線の間位置し、ナラ等の天然の落葉広葉樹林からなる区域である。

このような自然環境を反映して、森林性鳥獣の良好な生息環境となっており、希少鳥獣をはじめ数多くの鳥獣が生息している。

このため、当該区域は鳥獣の生息地として重要な区域であることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護を図るものである。
 - (3) 管理方針
 - ア 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - イ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 平成22年6月8日から同月21日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡広域振興局保健福祉環境部